

令和5年度 第3回つくばみらい市学区審議会

令和5年10月17日(火)午後7時

みらい平コミュニティセンター2階研修室1・2

みらい平地区新設中学校の学区について

< 本日の学区審議会の進め方 >

《前回の振り返り》
「第2回つくばみらい市学区審議会」グループ審議について

《審議事項》
みらい平地区新設中学校の学区（案）について

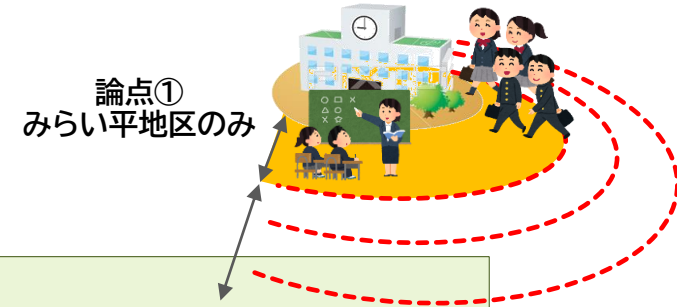
- ① 3つの論点に対するまとめ（事務局案）
- ② 3つの論点における課題への対応
- ③ 答申（事務局案）

《前回の振り返り》

「第2回つくばみらい市学区審議会」 グループ審議について

3つの論点の意見のまとめ

論点① 未来平地区に居住する (陽光台小・富士見ヶ丘小学校区)の生徒は？



主な意見

A班の意見

- ・ 陽光台小、富士見ヶ丘小学校区の生徒は基本新設中学校に行くとの考え方であるが、過大規模校の対応が必要となる。
- ・ 新設中学校に行くことを期待して引越しされた方もいるので、それを崩せない。
- ・ 未来平地区に居住していても伊奈中や谷和原中を選択できる余地を残してもいいのではないかと。柔軟な対応が必要。

B班の意見

- ・ 31学級以上の過大規模校を解消するため、新設中学校には富士見ヶ丘小、谷和原小、福岡小とし、陽光台小は伊奈中学校区とする。
- ・ 10年後の生徒数を考えると、既存校全校が人数減となり、統廃合も考えないといけないのでは。そこで校区自由制が出てくるのではないかと。
- ・ 過大規模になると、部活動、特別教室、プール等の利用が制限される。
- ・ 1200人規模の富士見ヶ丘小学校をみると教職員が遅くまで帰れない現状があり、生徒数が多くなればそれだけ教職員の負荷が大きくなる。

C班の意見

- ・ 基本は新設中学校だが、陽光台小学校区を新設中と伊奈中に分ける考えもある。
- ・ 通学のことを考えると、既存中学校よりも通学距離が短縮される。また、小学校と中学校の通学時間帯を分けて混雑が避けられる。

意見の整理

- ・ 新設中学校には、未来平地区に居住する生徒が通学すべき
- ・ 指定された学校が過大規模校であることへの対応が必要となる
- ・ 過大規模校の解消として陽光台小学校区の生徒は伊奈中学校に通学する

論点②-1 陽光台小・富士見ヶ丘小に 指定学校の変更をしていた生徒は？



主な意見

A班の意見

- ・現在陽光台小、富士見ヶ丘小学校に指定校変更で通学している児童が中学生になった場合の通う学校は新しい中学校が適当である。
- ・強いて言えば、陽光台小学校ができて10年が経過するので、その辺の学区は見直してもいいのではないかな。

B班の意見

- ・谷和原小・福岡小・富士見ヶ小学校区とすれば、この論点は考える必要がなく、同じ学校に行けることになる。（谷和原地区から富士見ヶ丘小に指定校変更していても継続して同じ中学校に進学できる。）

C班の意見

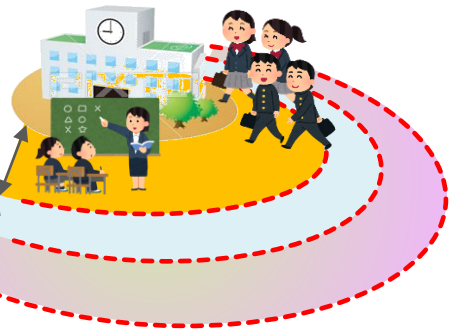
- ・子供のことを考えて、同じ小学校なら同じ中学校に行けるようにしてほしい。

意見の整理

- ・指定学校を変更して富士見ヶ丘小学校・陽光台小学校に通学する児童は、新設中学校を選択できるようにすべき

論点②-2 谷和原中学校区（谷和原小・福岡小）の生徒は？

論点②-2
みらい平+指定学校
+谷和原中学校区



主な意見

A班の意見

- ・難しい問題ではあるが、谷和原中学校を100名程度の規模で存続させることは、部活動等を考えると難しいのではないかな。
- ・ここで谷和原中の存続を選択すると今後10年間はそのままになる気がする。その間、単学級の谷和原中に通う子供たちのことを考えるとやりきれない。
- ・谷和原中学校の激変緩和対策として、希望する生徒は谷和原中や伊奈中に残れるようにした方がいいのではないかな。

B班の意見

- ・谷和原小・福岡小・富士見ヶ小学校区とすれば、この論点は考える必要がなく、過小規模の同じ学校に行けることになる。過大規模校の問題を残すなら、伊奈中に行ける方法を残すべきではないかな。

C班の意見

- ・今回の場合は新設中学校であり、まだ学校の特色がわからないうちに中学校を選択させるのは難しい。

意見の整理

- ・谷和原中学校をこのまま残すことで過小規模校の状態が継続される
- ・途中から中学校が変わる生徒については、学校を選択できる時限的な措置をとることが望ましい

《審議事項》

みらい平地区新設中学校の学区（案）について

① 3つの論点に対するまとめ（事務局案）

3つの論点に対するまとめ（事務局案）

【論点①】

○新設中学校には、みらい平地区に居住する生徒が通学することを基本とする。

【論点②—1】

○陽光台小・富士見ヶ丘小に指定校変更をしていた児童は、引き続き中学校においても、新設中学校に指定校変更ができることとする。

【論点②—2】

○谷和原中学校区（谷和原小、福岡小学校区）は、新設中学校区とする。

3つの論点に対するまとめ(事務局の考え方)

論点① 新設中学校には、みらい平地区に居住する生徒が通学することを基本とする。

2013年

- 伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業の整備完了
(1993年(事業認可)～2013年(換地処分公告))

2015年

- 陽光台小学校の開校(2015年4月)

2016年

- つくばみらい市義務教育施設適正配置基本計画の策定(2016年3月)
- 統合後の学校の位置(中学校): 今後も検討

2018年

- 富士見ヶ丘小学校の開校(2018年4月)
→ 小学校2校の開校に続き、中学校建設への要望が多く寄せられる。

2019年

- 義務教育施設適正配置に関するみらい平地区PTAとしての意見書およびアンケート結果(2019年7月)

2022年

- みらい平地区新設中学校建設事業
- 基本設計(2022年度)、実施設計(2023年度)
- 開校予定(2027年4月)



土地利用計画図(当初)

みらい平地区土地
利用計画では、当
初から公共施設用
地を確保



完了記念イベント(2013年)

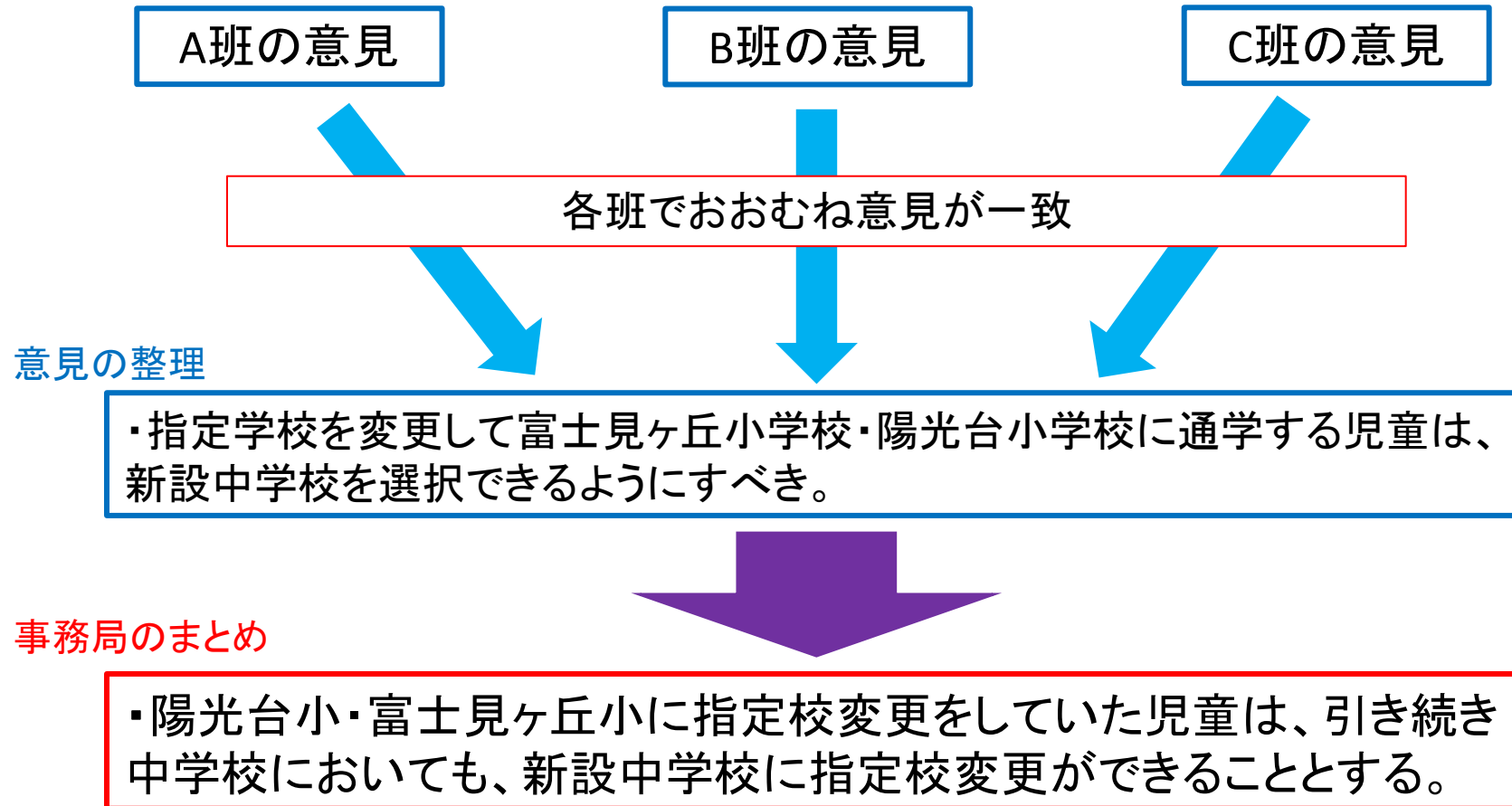


(補足) みらい平地区新設中学校の建設の目的・みらい平居住者の認識

- みらい平地区には、学校用地があり、中学校建設予定地として認識されていました。
- みらい平地区PTAから要望を受け、市として協議を重ねた結果、みらい平地区に中学校の建設を決定したという経緯があります。

3つの論点に対するまとめ(事務局の考え方)

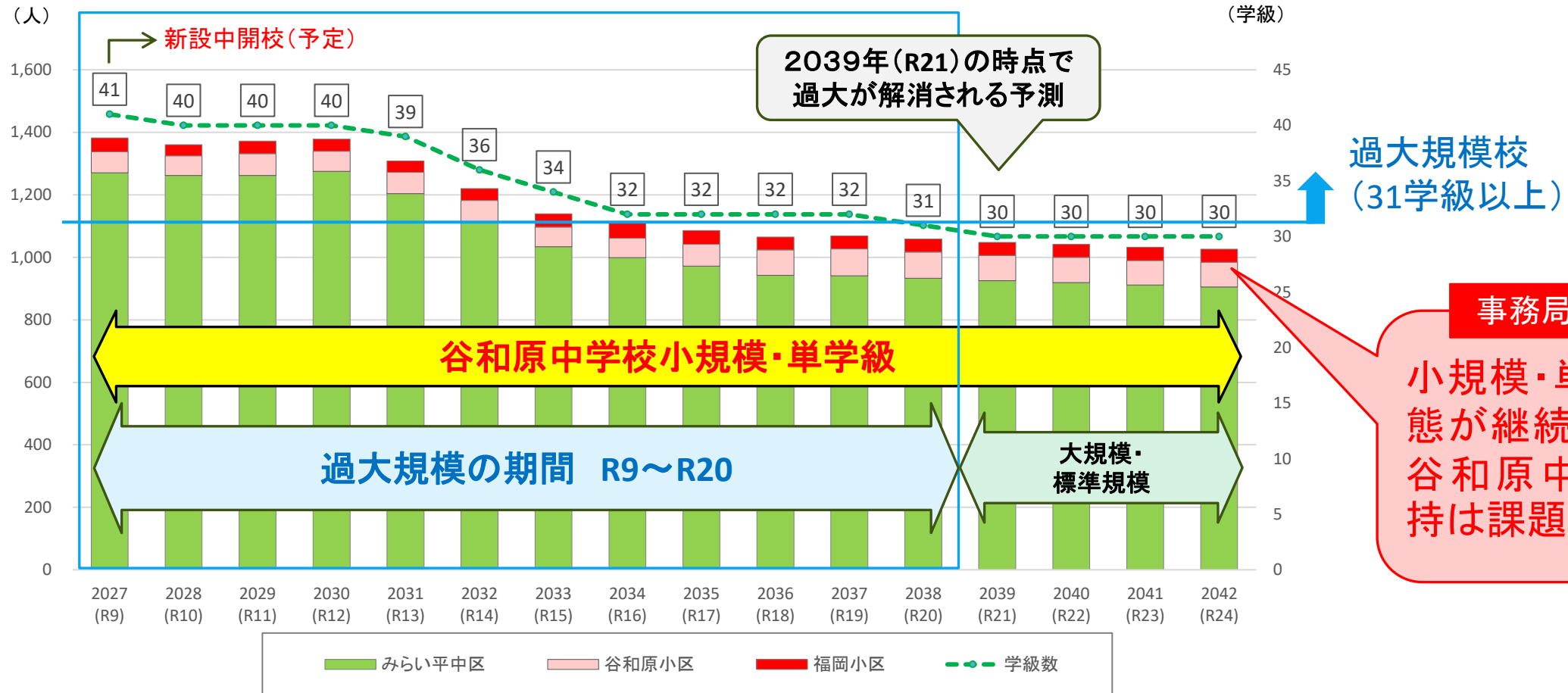
論点②-1 陽光台小・富士見ヶ丘小に指定校変更をしていた児童は、引き続き中学校においても、新設中学校に指定校変更ができることとする。



3つの論点に対するまとめ(事務局の考え方)

論点2-② 谷和原中学校区(谷和原小、福岡小学校区)は、新設中学校区とする。

図:新設中学校(みらい平地区居住者+谷和原中学校区の生徒数の推計)



3つの論点に対するまとめ（事務局案）

論点① 新設中学校には、みらい平地区に居住する生徒が通学することを基本とする。

論点②—1 陽光台小・富士見ヶ丘小に指定校変更をしていた児童は、引き続き中学校においても、新設中学校に指定校変更ができることとする。

論点②—2 谷和原中学校区（谷和原小、福岡小学校区）は、新設中学校区とする。



※まとめに対する課題

課題A 過小規模が解消できる一方で、過大規模校における適切な教育環境の確保

課題B 在学途中から中学校が変わる生徒や、小規模の小学校から過大規模の中学校に進学する際に、その環境差に慣れることが難しい生徒への配慮

課題C 谷和原小学校区で通学距離が長くなる生徒への対応

《審議事項》

みらい平地区新設中学校の学区（案）について

② 3つの論点における課題への対応

3つの論点における課題への対応

《課題A》

・過小規模が解消できる一方で、過大規模校における適切な教育環境の確保



《課題への対応》

・最大45クラスでの学校運営を前提として新設中学校を設計しており、学ぶ場としてハードの部分や学校運営面での工夫などを図ることで適切な教育環境を確保します。

課題Aへの対応 p.15～

《課題B》

・在学途中から中学校が変わる生徒や、小規模の小学校から過大規模の中学校に進学する際に、その環境差に慣れることが難しい生徒への配慮



・新設中学校に行く前の環境を望む生徒と過大規模校ではない環境を望む生徒の両方の考えを尊重し、指定校変更の条件を緩和します。

課題Bへの対応 p.23～

《課題C》

・谷和原小学校区の生徒の通学距離が長くなる生徒への対応



・谷和原小学校区から新設中学校までの通学距離は、谷和原中学校よりも通学距離が長くなるため、安全な通学路の確保に努めていきます。

課題Cへの対応 p.26～

課題A 過大規模校において適切な教育環境の確保

- ・一般に言われている過大規模校の問題点は、学校規模に比べて人数が多い場合の状況を前提に整理されているものが多いが、みらい平地区新設中学校は、生徒数増加のピーク時であるR9年度に開校予定としており、それ以降は人数が少なくなる状況である。
- ・みらい平地区新設中学校は、大規模校でも落ち着いた生活環境を確保できる教室の設計を行うほか、授業の割り当てなどを踏まえ、特別教室や体育館、プール等の設計を行っている。

建築計画における対応

- ・教職員数の多さを活かして、教職員同士の学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力体制をとりながら、経験・教科・特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行っていく。
- ・みらい平地区新設中学校では、過大規模を前提としたキャパシティを確保した上で、学校運営上においても、RPAを初めとする自動化ツールによる事務量の増加への対応や生徒一人ひとりに細やかに対応できるタブレット端末を活用した相談体制など、様々な工夫や対応を図ることで、過大規模校でも最適な教育環境が提供できるようにする。

学校運営面における対応

課題A 過大規模校において適切な教育環境の確保

○建築計画における対応(45学級数(最大)における特別特別教室数や運動施設を算定した設計)

→特別教室の必要教室数の算定

理科室6室、音楽室2室、技術室2室、家庭科室2室、多目的室3室、図書室が必要です。
計18教室の特別教室を配置する予定となっています。

(例)理科室の算定方法

1学年15学級×1週間の授業数2.9授業(学級)※1

43.5授業(1学年)÷28授業数・室(1週間授業数・室数)

=1学年必要室数2室(1.56の切り上げ)

→1学年2室(1.56)、2学年2室(20.4)、3学年2室(1.99)

※年生の授業の一部、教科ユニット(普通教室)にて座学、又は1年生の理科室を利用

学校全体で6室必要

授業名	1週間の合計授業数(A)						1週間の授業数/室(B)※2	必要室数(A/B)		提案室		備考(45学級のときの運用方針)	
	学年	学級数	×	授業数/週※1	=	計(合計)		=	(切り上げ)	室名	室数		
理科	1年生	15	×	2.9	=	43.5	28	1.56	⇒	2	理科室(1年生)	2	・2年生の授業の一部、教科ユニット(普通教室)にて座学、又は1年生の理科室を利用。
	2年生	15	×	3.8	=	57		2.04	⇒	3	理科室(2年生)	2	
	3年生	15	×	3.7	=	55.5		1.99	⇒	2	理科室(3年生)	2	
音楽	1年生	15	×	1.3	=	19.5	28	1.8	⇒	2	音楽室	2	・全授業を音楽室で実施可
	2年生	15	×	1	=	15							
	3年生	15	×	1	=	15							
美術	1年生	15	×	1.3	=	19.5	28	1.8	⇒	2	美術室	2	・全授業を美術室で実施可
	2年生	15	×	1	=	15							
	3年生	15	×	1	=	15							
技術・家庭科	1年生	15	×	1.9	=	28.5	28	2.6	⇒	3	技術室(木工・ものづくり)	2	・全授業を技術室、家庭科室で実施可
	2年生	15	×	1.9	=	28.5					家庭科室(洗濯・調理)	2	
	3年生	15	×	1	=	15							
他											多目的室(メディア)	1	・週に28コマ多用途(総合、情報等)に活用可
											多目的室	2	・週に28コマ多用途(道徳、保健等)に活用可
特別教室数								(必要数合計)	14			17	
他											図書室(ラウンジ コミュニティ)	1	・週に28コマ多用途(総合、各教科)に活用可
合計室数												18	

※1:年間授業時数/年間週数(38週)で算定

※2:月5、火6、水6、木6、金5授業時数として想定=28コマ/週・室

○建築計画における対応(45学級数(最大)における特別教室数や運動施設を算定した設計)

-運動施設の算定(授業時同時施設利用クラス数の算定) 年間指導計画例から第4週、第8週と第33週を抜きだして、グラウンド数1、体育館数1、武道場数1の運動施設があるとした場合の同時利用クラス数を算定

- 200mトラック、100m走路を確保、野球場・サッカーコート・テニスコート8面など様々な競技に対応できる施設整備。

第4週においては、グラウンドが1週間で28コマ、体育館が1週間で28コマ利用可能。
1・2年生(45クラス)及び3年生の半数(22.5クラス)がグラウンドで授業を行うとした場合。
グラウンドは、最大5クラスの同時利用が必要となります。

他運動施設との併用や教室での保健授業にて同時利用クラス数の調整が必要です。
第8週においては、体育館が、最大5クラスの同時利用が必要となります。
第33週においては、武道場が、最大5クラスの同時利用が必要となります。

第4週 (体育館、武道場の併用を要検討)

学年	領域	運動施設	授業週数		運動施設 利用可能 コマ数	同時	利用	同時	利用	同時	利用	同時	利用
			週	コマ		利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数
1	陸上競技	グラウンド	1	週	28	1	112.5	3	37.5	4	28.13	5	22.5
2	陸上競技	グラウンド	1	週		1		3		4		5	
3	陸上競技	グラウンド	1	週		0.5		1.5		4		2.5	
3	器械運動	体育館	1	週		28		0.5		22.5		1.5	

第4週

第8週 (武道場の併用を要検討)

学年	領域	運動施設	授業週数		運動施設 利用可能 コマ数	同時	利用	同時	利用	同時	利用	同時	利用
			週	コマ		利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数
1	器械運動	体育館	1	週	28	1	112.5	3	37.5	4	28.13	5	22.5
2	器械運動	体育館	1	週		1		3		4		5	
3	器械運動	体育館	1	週		0.5		1.5		4		2.5	
3	陸上競技	グラウンド	1	週	28	0.5	22.5	1.5	7.5	2	5.625	2.5	4.5

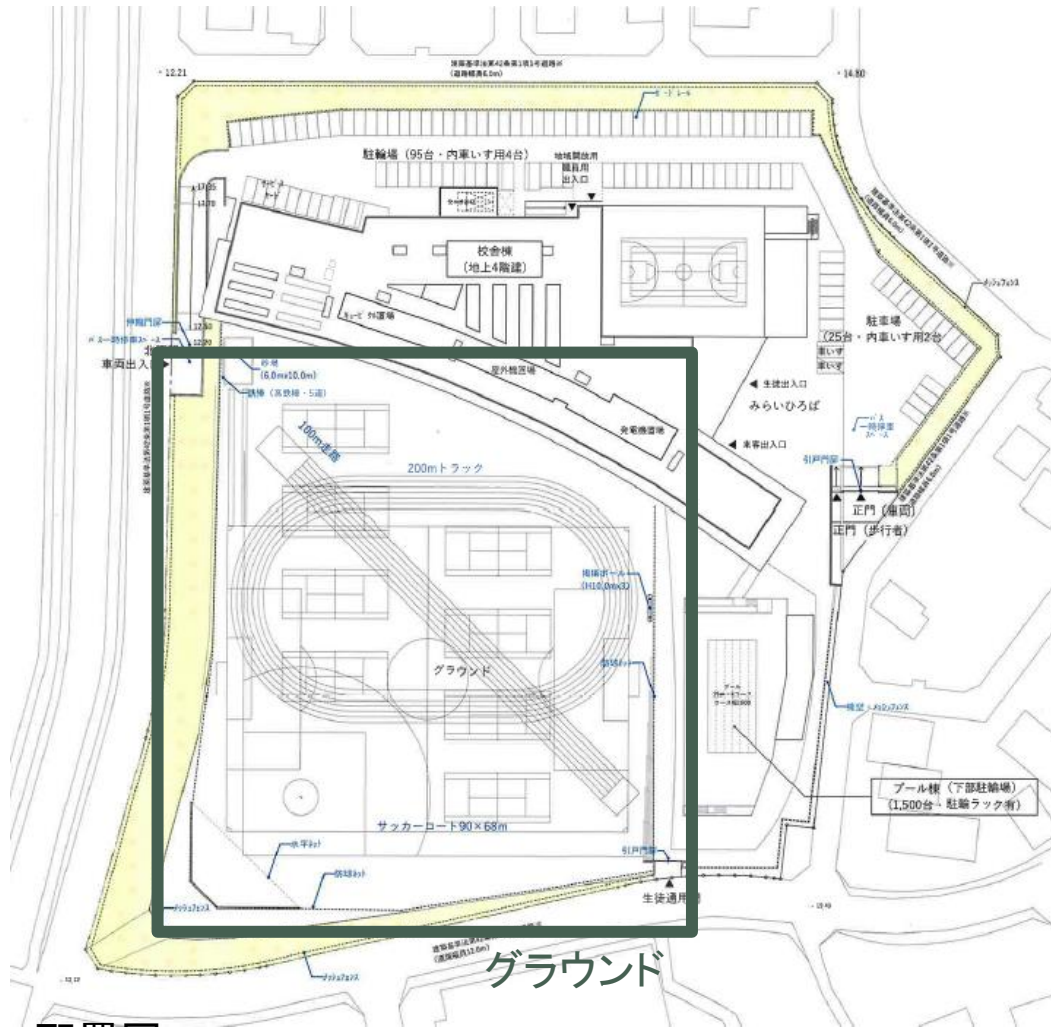
第8週

第33週 (体育館の併用を要検討)

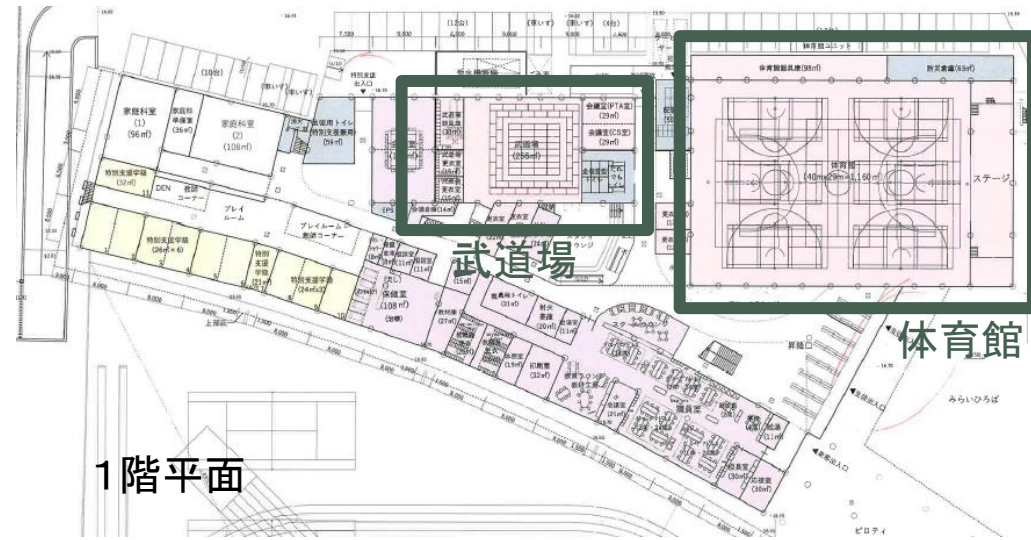
学年	領域	運動施設	授業週数		運動施設 利用可能 コマ数	同時	利用	同時	利用	同時	利用	同時	利用
			週	コマ		利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数	利用 クラス数	必要 コマ数
1	武道	武道場	1	週	28	1	112.5	3	37.5	4	28.13	5	22.5
2	武道	武道場	1	週		1		3		4		5	
3	武道	武道場	1	週		0.5		1.5		4		2.5	
3	ベース ボール型	グラウンド	1	週	28	0.5	22.5	1.5	7.5	2	5.625	2.5	4.5

第33週

運動施設の配置



配置図



1階平面



4階平面

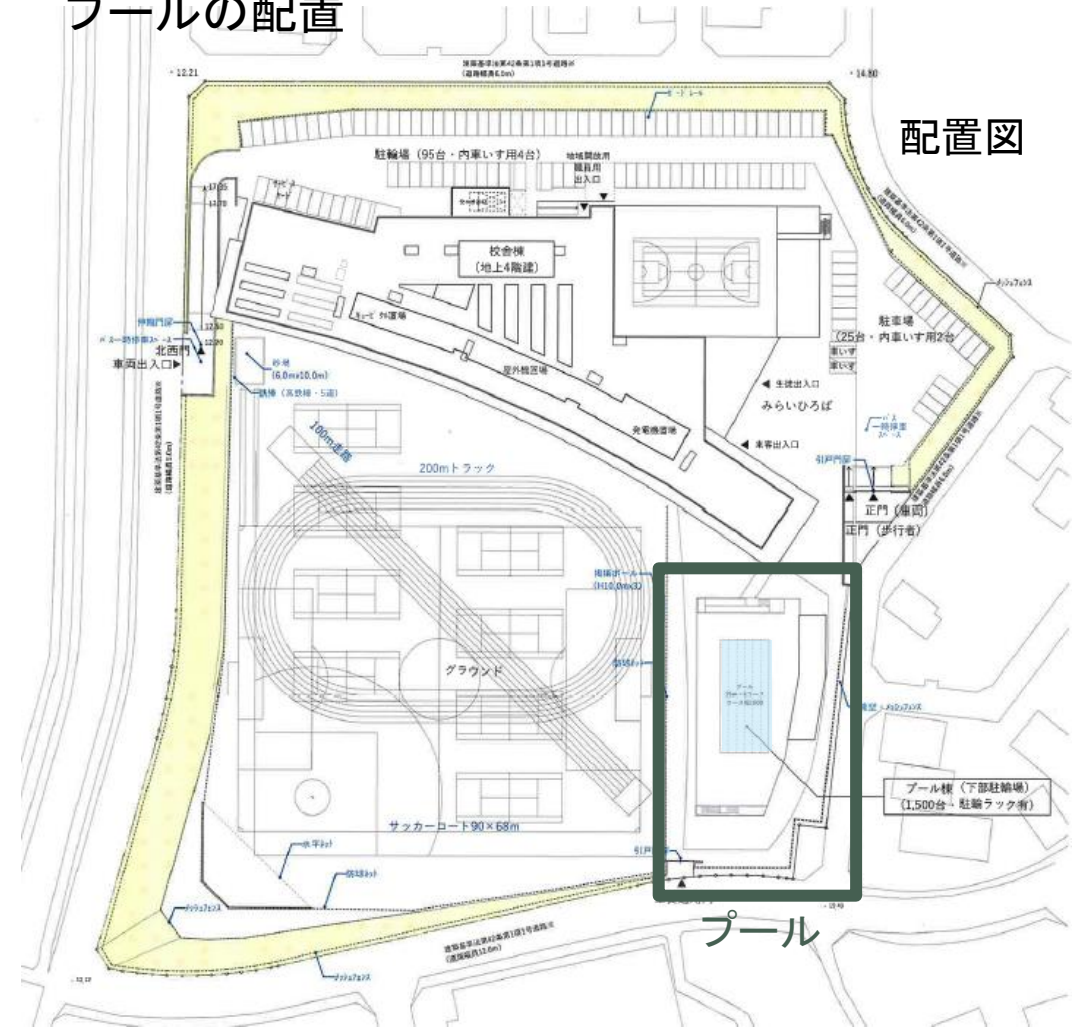
○建築計画における対応(45学級数(最大)における特別教室数や運動施設を算定した設計)

-プールの算定(授業時同時施設利用クラス数の比較検討)

1シーズン9コマ水泳とした同時利用クラス数を算定。
 水温によって授業ができる週数が決まるため、1週間28コマかける授業週数分がプール利用可能。
 1~3年生(15クラス×3)が9コマ水泳する場合、授業可能時期を想定した屋外プールの同時利用クラス数は下表のようになります。

プール×1 (6コース)	想定 授業時期	プール 授業週数		プール 利用可能 コマ数	同時 利用 クラス数	利用 必要 コマ数	同時 利用 クラス数	利用 必要 コマ数	同時 利用 クラス数	利用 必要 コマ数	同時 利用 クラス数	利用 必要 コマ数
屋外プール	7月4週	4	週	112	1	405	2	202.5	3	135	4	101.25
屋外プール	7月3週 9月2週	5	週	140	1	405	2	202.5	3	135	4	101.25

プールの配置



○建築計画における対応(45学級数(最大)における特別教室数や運動施設を算定した設計)

(教育環境)

- ・学習成果の発表や部活動の練習や発表など、生徒のステージとしての大階段(発表・発信の舞台)の整備
- ・生徒の登下校や教室移動時に、本や情報、他学年の学習展示に触れる機会を増やし、学習意欲や興味を誘う施設整備(ラーニングコモンズを学校の中心に配置)
- ・防災対応に関しては、複数ルートに分かれて短時間で避難できる避難ルートなどを設定

(人間関係)

- ・ユニット型教室の採用により生徒の様子がわかる100人程度の規模とすることで安心して学校で生活できる施設整備
- ・教室廻りに小空間・ベンチ等、居場所やクールダウンできるスペースを設け、多様な生徒へ柔軟に対応する施設整備

(その他)

- ・1階職員室のほかに各階(各学年)にサテライト職員室を設けることで各学年ごとに教職員が見守れる工夫

○学校運営面における対応（過大規模への対応）

（人事配置）

- ・適正な学校運営を図るため、必要な教室数や授業数・生徒数に対応した教職員の配置（加配）を茨城県教育委員会に要請する。
- ・非常勤講師や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等の教職員の加配する。（市独自）
※今年度の例を挙げると、学級数の多い陽光台小や富士見ヶ丘小には学習支援員（非常勤講師）を配置している。

（学年ごとの運営）

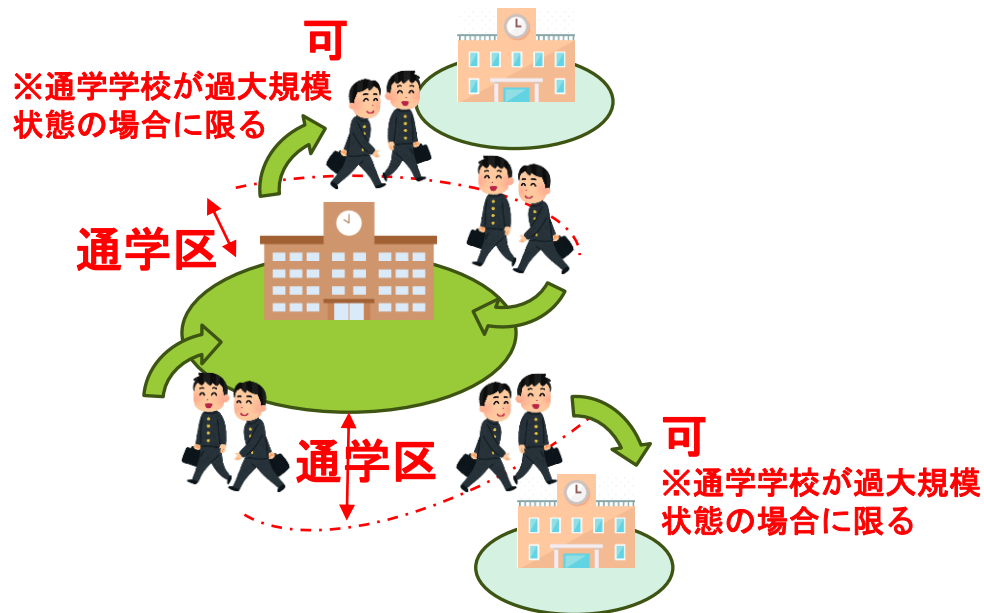
- ・学年ごとにある職員室を活用し、職員同士の情報共有や、学年全体での動きを多くすることで、学年でのまとまりを強化する。
- ・人数が多いことを活かし、配慮が必要となった生徒に対して、多様な対応方法を検討する。

（ICTのさらなる活用）

- ・生徒一人ひとりに細やかに対応できる相談体制の構築として、1人1台タブレット端末を活用する。
- ・事務量の増加への対応として、RPAをはじめとする自動化ツールなどを活用する。（例：採点作業のICT活用）

課題B 在学途中から中学校が変わる生徒や、小規模の小学校から過大規模の中学校に進学する際に、その環境の差に慣れることが難しい生徒への配慮

- ・ 指定学校の制度の遠用として、過大規模校状態の時期において、過大規模校の校区となる生徒については、**過大規模ではない学校に選択できる制度**を設け、その対応を図る仕組みとすることが考えられる。



選択できる制度による主なメリット

- ・ 過大規模校を懸念される方は、過大規模校でない学校環境を選択できる。（※これにより、開校時の中学2・3年生は、既存校も選択できることになる。）
- ・ 小規模となる中学校において、指定校変更で通学する生徒が見込め、通学区域で限定された状況より生徒数の増加が期待できる。

過大規模に伴う指定校変更の取扱事例(千葉県船橋市)

変更理由	対象学年	許可期間
過大規模校から 他の学校への就学を希望するとき	小・中 全学年	全学年 卒業まで

変更条件

- ・安全に通学できる通学経路が確保されていること。
- ・指定変更が認められる学校は、原則として**通学指定校に隣接する学校**とする。
- ・**希望校の保有普通教室数に余裕がある場合**に変更できます。
- ・保有普通教室数の余裕がある学校は、教育委員会が別に定める。
- ・**過大規模校については、毎年児童生徒数推計等により指定**します。
- ・中学校区が異なる小学校へ変更した場合、希望すれば中学校の変更も認められます。

過大規模に伴う指定校変更の取扱事例(広島県広島市)

変更理由	対象学年	許可期間
過大規模校から 他の学校への就学を希望するとき	新小学校1年生のみ	全学年 卒業まで

変更条件

- ・安全に通学できること。
- ・過大規模校により指定校変更が可能となる学校は市が定めるものとする。
- ・兄弟が入学する学校を変更しても、弟妹が入学する際にはその学校に変更できるとは限らない。
- ・指定校変更先の学校は定められた学校に限る。
- ・小学校の変更が許可されても、中学校は住所地により指定されます。
- ・空き教室がなくなる等学校教育活動に支障が生じる場合に、学校が受け入れを見合わせる場合があります。

課題C 谷和原小学校区の生徒の通学距離が長くなることへの対応

新設中学校に移った時の通学距離として、谷和原小学校区の南西側で通学距離が長くなる一方、福岡小学校区では通学距離が短くなり、中学校区全体で概ね5km圏内(国の基準となる6km以内)に収まります。

通学距離が遠くなる谷和原小学校区の南西側などの遠距離通学となるエリアについては、特に安全な通学路の確保に努めていきます。

谷和原中学校の
通学エリアと通学距離



新設中学校の
通学エリアと通学距離



《審議事項》

みらい平地区新設中学校の学区（案）について

③答申（事務局案）

答申（事務局案）

新設中学校の学区を、陽光台小・富士見ヶ丘小・谷和原小・福岡小学校区とする。

○ 生徒たちの学校での生活環境が大きく変化することなどから、以下の緩和措置を設ける。

・学区外から、陽光台小・富士見ヶ丘小・谷和原小・福岡小学校に指定校変更している児童は、引き続き新設中学校を選択できる措置を設けること。

・新設中学校の学区内の生徒は、市内の中学校に指定校変更ができる措置を設けること。

MEMO